

つくばみらい市第4期障がい福祉計画（案）に対する  
意見の内容および市の考え方

意見提出期間	平成27年1月5日（月）～平成27年2月3日（火）		
意見提出者数	2人	意見件数	6件

No.	意見の内容	件数	市の考え方
1	地域生活支援事業について、確保・充実に努めるとのことですが、現状どの程度進行しているのかと具体的にどこまでを取り組むのかを明確にしていきたいです。	1	地域生活支援事業の利用見込みは、主に利用実績をもとに考えております。各事業に記した方策のとおり取り組む方向性を定めておりますが、具体的な取り組みにつきましては、利用者の要望及び事業者の見解等を伺って状況を把握したうえで実施してまいります。事業成果につきましては、次年度以降に障がい者支援協議会での検証等を行い、必要に応じて事業改善に努めてまいります。
2	つくばみらい市では、平成24年3月に障がい者計画を29年3月までの5ヵ年計画として定めていることから、今回は3年ごとの見直しの福祉計画になっていますが、果たしてそのような計画で良いのかは疑問です。障がい者施策を取り巻く状況は、制度の改正や新たな制度ができたことで、すっかり変わっています。「障害者総合支援法」の制定や「障害者差別解消法」「障害者雇用促進法」の改訂、その点をどのように市では考えているのか、しっかりと述べる必要がありますがいかがですか。今回の計画は、23年度に定めた「障がい者計画」の見直しも含めた計画にすべきではなかったのでしょうか。その観点から、障がい者計画を見直す必要がなかった理由をお知らせください。	1	障がい福祉計画は、障がい者計画の見直しの有無に関わらず、国の指針で3年ごとの見直しをするものとなっていることから、このたび第4期障がい福祉計画を策定しているところです。障がい者計画につきましては、全庁的に障がい者施策に取り組む必要があり、時間をかけて慎重に策定すべきものとして、平成27年度を関係団体等からの情報収集、調査分析を行う土台づくりの期間とし、平成28年度を前述の土台を踏まえた策定期間とすることと考えております。
3	つくばみらい市では、国が定める数値の、%以上という数値の最低の数値を目標としているのは、どういうわけでしょうか。（13ページ）	1	市における利用実績及び市を取り巻くサービス提供事業所の受け入れ体制等を考慮したうえで、各成果目標の数値を設定いたしました。
4	精神障がい者地域生活、拠点整備などは、県の計画に沿って、と考えていますが、当市の考えや施策を記すべきと思うかがか。	1	精神障がい者の地域生活移行及び拠点整備につきましては、国の基本指針において市町村または保健所の圏域内で取り組むことが掲げられ、県との連携が望ましいとされております。よって、今後県の策定する障がい福祉計画の内容との調和を保ち、検討・調整を進めていくものと考えております。

No.	意見の内容	件数	市の考え方
5	計画のPDCAサイクルについては、具体的に担当や体系を書き込むことが必要。	1	PDCAサイクルにつきましては、つくばみらい市障がい者支援協議会における協議を軸として進めていくことを考えております。進めていくうえで柔軟に対応できるよう、国から提示されたイメージ図を引用しております。
6	障がい児通所支援、相談支援について、方策が検討課題になっている。子育て支援事業との関係や社協、教育委員会、市民団体などとの、具体的な取り組みを記す必要がある。	1	<p>本計画にある障がい児通所支援及び相談支援については、児童福祉法に基づき実施されるものです。実施にあたっては、各要件を満たしたうえで県又は市から指定を受けた事業者のみが運営できるものとなっております。</p> <p>市に求められている障がい児支援について、具体的な調査・分析を進め、市として取り組むべき事業のあり方を検討してまいります。</p> <p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p>